第百二十七条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　漁業共済保険事業の保険料

ロ　一般会計からの繰入金

ハ　積立金からの受入金

ニ　積立金から生ずる収入

ホ　借入金

ヘ　附属雑収入

二　歳出

イ　漁業共済保険事業の保険金

ロ　漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金

ハ　漁業共済保険事業の保険料の還付金

ニ　借入金の償還金及び利子

ホ　一時借入金の利子

ヘ　業務勘定への繰入金

ト　附属諸費

第百二十八条中「第五号及び第六号」を「第三号及び第四号」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第五号及び第六号を削る。

第百二十九条を次のように改める。

（一般会計からの繰入対象経費）

第百二十九条　農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2　食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3　農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一　農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの

二　農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの

4　漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一　普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの

二　漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

三　漁船損害等補償法第百四十一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

5　漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一　漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの

二　漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

第百三十条第一項中「第百二十四条第三項」を「第百二十四条第二項」に改め、同条第二項中「他勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第百三十二条第一項中「食糧管理勘定及び」を削り、「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第百三十四条を次のように改める。

（積立金）

第百三十四条　農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

一　農業共済再保険勘定　農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二　漁船再保険勘定　漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三　漁業共済保険勘定　漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

2　農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

3　第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

第百三十五条中「第三号に」を「第二号に」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第三号を削る。

第百三十六条の見出しを「（証券等）」に改め、同条第一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改め、同条に次の二項を加える。

3　農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一　農業共済再保険勘定　農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

二　漁船再保険勘定　漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

三　漁業共済保険勘定　漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

4　第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一　農業共済再保険勘定　農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二　漁船再保険勘定　漁船再保険事業の再保険料をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三　漁業共済保険勘定　漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

第百三十七条第一項及び第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「借り換えた」を「借換えをした」に改め、同条第五項中「食料安定供給特別会計」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定」に、「同会計」を「これらの勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

6　農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。